

前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法に係る工事検査要領

(趣旨)

第1条 本要領は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)及び前橋市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年前橋市規則第23号)に基づき実施する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の検査の実施方法、手順及び関係書類に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な検査運用を図ることを目的とする。

(検査の種類)

第2条 本要領で定める検査(以下「検査等」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第17条第1項又は第36条第1項の規定に基づく完了検査
- (2) 法第17条第4項又は第36条第4項の規定に基づく確認
- (3) 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査

(検査員)

第3条 検査等を実施するための検査員は、開発指導課盛土規制係の技術職員とする。

- 2 開発指導課長は、必要に応じて検査補助者を指名し、検査員を補助させることができる。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、関係部署の職員に同席を求めることができる。

(検査の申請)

第4条 工事主は、検査等の申請を行うに当たり、申請書に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 工事写真(別表第2の撮影要領に適合するもの)
- (2) 品質証明書、納入証明、試験成績書及び施工管理記録(転圧記録、材料証明等)
- (3) 完成図書(平面図、縦断図、断面図、構造図等)
- (4) その他検査員が必要と認める書類

- 2 開発指導課長は、申請書又は添付書類に不備があるときは、相当の期間を定めて補正を求めることができる。

(検査等の方法及び内容)

第5条 検査等は、別表第1を用いて、現地状況、写真、品質証明書、その他の工事関係書類の確認により、許可内容との適合性、施工状況、出来形及び品質について行うものとする。

- 2 検査等は、工事主及び工事施行者の立会いのうえ行うものとし、検査員は、工事の内容について立会人に意見聴取を行うことができる。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、当該工事の設計者に検査等への立会いを求めることができる。
- 4 写真の確認は、別表第2により行うものとする。
- 5 別表第1及び別表第2に定めのない事項で、検査員が必要と認めた事項については、工事主及び工事施行者と協議のうえ定めるものとする。
- 6 危険が予見される場合、その他必要があると認めるときは、検査員は、写真の追加、試験又は再検査を指示することができる。

(検査結果の報告)

第6条 検査員は、検査等を実施したときは、検査調書(様式第1号)により、速やかにその結果を開発指導課長へ報告するものとする。

(工事への意見)

第7条 開発指導課長は、前条の報告により当該工事が許可内容に適合していないと認めるときは、法第20条第3項第2号、第3号又は第39条第3項第2号、第3号の規定に基づく監督処分をする場合を除き、法第17条第1項、第36条第1項、第17条第4項、第36条第4項、第18条第1項又は第37条第1項の規定による申請の受理日(補正があるときは補正後の受理日。以下同じ。)から原則として14日以内に検査意見書(様式第2号)により、指導助言のための意見書を通知するものとする。

2 前項の通知に基づく是正工事が完了した際の検査等の申請については、法第17条第1項、第4項、第18条第1項、第36条第1項、第4項及び第37条第1項の規定によるものとする。

3 検査員は、前項の申請の受理後、検査等を実施するものとする。

4 前項の検査等については、前2条(第5条及び第6条)の規定を準用する。

(監督処分との関係)

第8条 開発指導課長は、法第20条第3項第2号、第3号又は第39条第3項第2号、第3号の規定に基づく監督処分を要すると認めるときは、前条による意見書の通知に代えて、当該処分に係る手続を行うものとする。

(検査済証等の交付)

第9条 完了検査の結果、当該工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、法第17条第1項又は第36条第1項の規定による申請の受理日から原則として14日以内に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証(省令別記様式第十)を工事主に交付するものとする。

2 確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたと認められたときは、法第17条第4項又は第36条第4項の規定による申請の受理日から原則として14日以内に土石の堆積に関する工事の確認済証(省令別記様式第十二)を工事主に交付するものとする。

3 中間検査の結果、特定工程に係る工事が法第13条第1項又は第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、法第18条第1項又は第37条第1項の規定による申請の受理日から原則として14日以内に宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証(省令別記様式第十四)を工事主に交付するものとする。

(記録の保存)

第10条 検査調書、写真、品質証明書その他検査に係る記録は、電磁的記録を含め、当該工事の完了日の属する年度から起算して5年間保存するものとする。

2 個人情報及び企業情報の取扱いには十分留意するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月10日から施行する。